

近畿地域国際化協会連絡協議会  
災害時における外国人支援ネットワークに関する協定書

近畿地域国際化協会連絡協議会(以下「協議会」という。)の会員は、災害時における外国人支援ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 ネットワークは、近畿圏内において発生する大規模災害に対し、相互に協力し、外国人に対する災害応急対策及び災害予防対策の、支援を円滑に押し進める体制づくりを行うことを目的とする。

(ネットワークの構成)

第2条 ネットワークは協議会の会員で構成する。

(災害応急対策支援)

第3条 大規模災害が発生した際の、コーディネーター及び通訳者の派遣や翻訳による支援などを行う。

2 前項による支援に関する詳細はネットワークにおいて別途定める。

(災害予防対策支援)

第4条 大規模災害の発生に備え、ネットワークを構成する会員相互間でボランティア情報の共有を図る。

2 災害時に迅速に対応できるよう必要な研修および訓練を実施する。

3 前各項の実施に関する詳細はネットワークにおいて別途定める。

(事務局担当協会)

第5条 ネットワークの事務局担当協会(以下「担当」という。)は当該年度の近畿地域国際化協会連絡協議会の会長協会と副会長協会とする。

2 第3条の災害応急対策支援の担当は前項の会長協会とする。ただし、会長協会が被災し担当として活動できない場合は副会長協会とする。また、会長協会及び副会長協会共に被災し担当として活動できない場合は翌年度の会長協会とする。

3 第4条の災害予防対策支援の担当は前項の副会長協会とする。

(費用負担)

第6条 第4条に基づく活動に要した費用(職員やボランティアの出張等に要する費用は除く)は協議会の予算を充てる。

2 前項以外の費用は各協会の負担とする。

(その他)

第7条 その他ネットワークの運営に必要な事項は、その都度ネットワークにおいて定める。

第8条 本協定書は9部作成し、各協会にて1部を保管するものとする。

平成19年12月21日

滋賀県大津市におの浜1丁目1番20号  
滋賀県立県民交流センター内  
財団法人滋賀県国際協会  
会長 國松 善次

京都府京都市下京区烏丸通塩小路下る  
東塩小路町 901 京都駅ビル 9F  
財団法人京都府国際センター  
理事長 西島 安則

京都府京都市左京区栗田口鳥居町 2-1  
財団法人京都市国際交流協会  
理事長 千 玄室

大阪府泉佐野市りんくう往来北 1 番  
りんくうゲートタワービル 17F  
財団法人大阪府国際交流財団  
理事長 黒川 芳朝

大阪府大阪市天王寺区上本町 8-2-6  
財団法人大阪国際交流センター  
理事長 五十嵐 英男

兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 5-1  
国際健康開発センター2F  
財団法人兵庫県国際交流協会  
理事長 齋藤富雄

兵庫県神戸市中央区御幸通 8-1-6  
神戸国際会館 20F  
財団法人神戸国際協力交流センター  
理事長 矢田立郎

奈良県奈良市高畑町 102  
奈良国際研修館内  
財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団  
会長 荒井正吾

和歌山県和歌山市手平 2-1-2  
和歌山ビッグ愛 8F  
財団法人和歌山県国際交流協会  
理事長 櫻畑 直尚